

令和2年9月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月10日(木) 午後2時00分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可処分の取消について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(利用権設定)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出の取り下げについて

報告第4号 農地所有適格法人要件の確認について

4. 会議に出席した委員(22名)

1番	永利 春雄	2番	寺崎 廣喜
3番	(欠員)	4番	山下 芳文
5番	山田 憲二	6番	永利 昇
7番	大中 久敏	8番	野田 敏之
9番	山田 武二	10番	佐藤 英昭
11番	白木 治	12番	廣田 一郎
13番	米倉 一雄	14番	中原 孝司
15番	藤井 豊志	16番	柳 文子
17番	天本 徹	18番	田籠 新
19番	白木 隆弘	20番	井手 浩
21番	久光 壽子	22番	草場 小夜子
23番	伊藤 武則		

5. 会議に出席した事務局職員(3名)

○会長 皆さんこんにちは。総会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

先週から今週にかけて到来した台風9号及び10号では、農業への被害も懸念されましたが、本市においては、大きな被害は無かったように聞いております。

特に、最大級の警戒が呼びかけられた台風10号は、暴風が吹き荒れ、自主避難所には最大750名余りの市民の方々が避難されたと聞いております。人的な被害がなかったことが幸いでした。

また、新型コロナウイルス感染症についても、引き続き三密を避ける行動をお願いするとともに、消毒やマスクの着用など、ご注意をお願いいたします。

このような中、小郡市農業委員会定例総会を開催いたしましたところ、ご参集頂き厚くお礼申し上げます。

本日は議案7件、報告事項4件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は22名で、委員定足数に達しております。

よって、令和2年9月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

[日程第1 議事録署名委員の指名]

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、12番 廣田 一郎 委員、13番 米倉 一雄 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第2 議案の審査]

○議長 これより日程第2、議案の審議を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、2件を議題といたしますが、番号2の案件は、議席番号15番委員に関する案件でございます。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、

その議事に参与することは出来ないとされておりますので、議席番号15番委員につきましては、退席していただきますようお願いいたします。

(退席案内)

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は、三沢地内の田8筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は農業廃止のため、譲受人は新規就農のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

次に、議案書の2ページ、番号2は、光行地内の田3筆です。3条による無償移転となります。

(面積、譲渡人・譲受人の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため贈与されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないものと思われま。

なお、先月開催しました地区会議に於いても、了承を頂いております。以上で提案理由の説明を終わります。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、第1分

科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 只今、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 それでは、議席番号15番委員の入室を許可します。

(入室案内)

○議長 次に、議案第2号、農地法第3条の規定による許可処分の取消について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の3ページをお願いします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可処分の取消について、提案理由のご説明を申し上げます。

議題の案件は、8月7日の総会において審議、ご承認をいただきました生前贈与の案件でしたが、譲渡人が8月7日に死亡されたため、譲受人より農地法第3条の規定による許可処分の取消願が提出されました。

従いまして、農業委員会の許可そのものを取り消す必要があるため、ご審議をお願いするものです。簡単ですが、以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可処分の取消について、

第1分科会で慎重に審査した結果、本件につきましては承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 只今、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、願い出どおり承認することに決定いたします。

○議長 次に、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明します。

番号1は、大板井地内の田15筆です。

太陽光発電設備の支柱等の設置として、平成29年9月の定例総会において、審議、ご承認いただき、県より許可日から3年間の一時転用の許可が下りた案件です。

許可後3年間を経過しようとしておりますので、更新のため申請がされているものです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域にある農用地、通称、「青地」と呼ばれる農地ですが、支柱を建てて営農を継続するもので、太陽光発電施設で3年間の一時転用の場合は例外規定に該当することから、問題ないものと思われま。

なお、作物は飼料用レンゲとなっております。

(位置図で場所、施設概要の説明)

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題はないものと思われま。

なお、先月開催しました地区会議において、了承いただいております。
以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 只今、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

○議長 はい、12番委員。

○12番委員 太陽光発電のところで、レンゲの栽培ということでしたが、レンゲの栽培の確認はやっているんですか。

○議長 事務局、説明をお願いします。

○事務局 現地確認等は、月に1回見ている上で、なお且つ、報告についても、現地でこれだけ収穫しましたという報告写真も上がっているところ
です。

○議長 はい、12番委員。

○12番委員 栽培した後、飼料用ということだったんで、どこかに出しているんですか。

○議長 事務局、説明をお願いします。

○事務局 収穫した分については、八女市上陽町にあります養豚業者及び酪農をされている所へ納品されていることが確認を取れています。

○議長 はい、12番委員。

○12番委員 小郡市外ですね、分かりました。

○議長 質問者、いいでしょうか。他に、意見質問ないでしょうか。

○議長 はい、22番委員。

○22番委員 今、質問が出た件ですが。見たことがないんですが。意見なんですけど、中を皆さん見られましたか。通り道だから、皆さん気づいてあると思うんですけど、レンゲが植わって、きちんとされていると思われてますか。どうですか。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 確認はしているところですが。きちんと整理されて、耕作等が出来ているかと言われると。私も素人なので。

○議長 はい、22番委員。

○22番委員 ここにおられる農業委員の皆さんも月1程度で通られると思うんですが。皆さん、レンゲが栽培されていると思われているか、それとも、これは違うんじゃないかと思われているか、聞きたいと思います。

○議長 私、個人的な意見でいいですか。春先にレンゲの収穫をやっていますので、3月から4月にかけて、通る時に確認しています。
質問者、よろしいでしょうか。

○22番委員 あんまり、良くないようです。

○議長 是非とも、来年の4月、5月頃に見ていただきたいと思います。

○議長 はい、22番委員。

○22番委員 皆さんも意見が有るなら、手を上げて言ってほしいんです。後で、言われなくていいように。今は草があるけど。

○議長 はい、16番委員。

○16番委員 証拠写真とか、有るんですか。

○議長 事務局、証拠写真は有りますかとのことですが。

○事務局 収穫しているところの証拠写真、写真付きで報告は上がって来ています。

○議長 はい、23番委員。

○23番委員 田んぼが横なので、確認しています。今は草が生えていますが、レンゲはちゃんと植えてあります。以上です。

○議長 きちんと植えてありますとの報告でした。質問者、よろしいでしょうか。

○議長 はい、8番委員。

○8番委員 参考までに、小郡市に何か所ぐらい、このようなものが有るのでしょうか。

○議長 事務局、お願いします。

○事務局 小郡市内で同じように、発電設備を設けて、その下部で農業、営農をされているところ、県の許可を得ているところは3件あります。1つは、こちらの案件で、干潟地内に2件ございます。

1件は、畑地分にソーラー発電設備を設けて下部でほうれん草を栽培しているもの、もう1か所は水田の所にソーラー発電設備を設けて、そちらは稲作をされています。以上です。

○議長 市内に3か所とのことです。他に質問、意見ありませんか。

○議長 特にないようです。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

○議長 賛成多数でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、2件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをお願いします。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明申し上げます。

番号1は、上岩田地内の田1筆です。貸し露天資材置場を設置するため、転用の申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、甘木鉄道松崎駅より概ね300メートル以内の区域内に該当しますので、農地区分としては第3種農地に区分されます。従って、農地転用が許可できることとなりますので、申請を受け付けているところです。

敷地内に、国道500号線の高さまで盛り土し、雨水排水は既設の東側水路へ排水することとなっています。よって、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま。

次に番号2は、上西鯨坂地内の畑1筆です。一般個人住宅を建築するため転用の申請があったものです。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、概ね500メートル以内に2以上の教育・医療施設のある、第3種農地に区分されます。

申請地の東側と西側にコンクリートブロックを新設するとともに、雨水排水については、東側に新設するU字側溝を介して、北側の既設水路へ排水することとなっております。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま。

なお、番号1及び番号2は、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果について、ご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 只今、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第4号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 次に、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、3件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の8ページをお願いします。

議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、ご説明します。

議案書の番号1から番号3までは同一の案件となります。農地の所在地は、三沢地内の畑3筆、山林2筆、計5筆です。現況は鉱工業用地となっています。

こちらの案件は、平成29年11月の定例総会において、工場拡張として審議、ご承認いただき、県より許可が下りた案件です。

(位置図で場所の説明)

当該申請地は、市街地に近接する区域内で、その規模が概ね10ヘク

タール未満である部分は第2種農地、それ以外の部分は第1種農地となっているところですが、既存施設の拡張という例外規定に該当し、県から許可があったものです。

位置図にありますように、当初の計画では、農地部分は駐車場及び緑地帯を設ける計画で申請が上がっておりました。それに併せて、工場を建設する計画で申請が上がっていたところですが、その後、工場建設計画が未確定となったものの、農地転用部分の緑地帯及び駐車場は申請通り、計画通り出来上がっている観点から、工場建設計画については白紙にして、その部分については駐車場として事業計画が変更されております。

よって、農地部分だったところは、当初計画のまま駐車場及び緑地帯として変更申請が出ているところです。

以上のことから、立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま

す。なお、先月開催しました地区会議において、了承いただいております。以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第2分科会へお願いしておりましたので、第2分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第2分科会長 ご報告いたします。

議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、第2分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくをお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。それでは、質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に意見質問ないようです。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号は、原案どおり許可相当とし、意見書をつけ、県に進達いたします。

○議長 続きます、議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転2件を議題といたします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の9ページをお願いします。
議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について提案理由の説明を申し上げます。
番号1は、下西鯨坂地内の田5筆、畑1筆、計6筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、県農業振興推進機構より買入れされるものです。
(位置図により場所の説明)

次に番号2は、古飯地内の田1筆です。
(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)
経営規模拡大のため、県農業振興推進機構より買入れされるものです。
(位置図により場所の説明)

なお、譲受人は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。
以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたので、第3分科会長よりご報告をお願いします。

○第3分科会長 ご報告いたします。
議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転2件につきまして、第3分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。
何かありませんか。
(質問、意見なし)

○議長 特に意見質問ないようです。本案件について、原案通り承認するこ

とに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第6号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第7号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借について6件を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の10ページをお願いいたします。

議案第7号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、利用権貸借について、提案理由の説明をいたします。

農業経営基盤強化促進事業による利用権設定については、例年、年に2回、利用権設定の受付を行っていますが、給付金や補助事業等の要件を満たすために、例外的に申請を受理いたしております。

番号1は、干潟地内の田2筆、畑1筆、計3筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間の説明)

従来は、親子間の通年契約でしたが、裏作を第三者との賃貸借契約にするため、改めて、表作の期間借地を設定するものです。

(位置図により場所の説明)

番号2は、干潟地内の畑1筆、山隈地内の畑1筆、計2筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間、賃借料の説明)

交付金申請に対して、裏作の期間借地を明確にするため、賃貸借の申請があったものです。

(位置図により場所の説明)

次に、議案書11ページ、番号3は、山隈地内の田2筆、畑2筆、計4筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間、賃借料の説明)

交付金申請に対して、裏作の期間借地を明確にするため、賃貸借の申請があったものです。

(位置図により場所の説明)

番号4は、山隈地内の田2筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間、賃借料の説明)

交付金申請に対して、裏作の期間借地を明確にするため、賃貸借の申請があったものです。

(位置図により場所の説明)

議案書12ページ、番号5は、干潟地内の畑1筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間、賃借料の説明)

交付金申請に対して、裏作の期間借地を明確にするため、賃貸借の申請があったものです。

(位置図により場所の説明)

番号6は、干潟地内の田2筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間、賃借料の説明)

交付金申請に対して、裏作の期間借地を明確にするため、賃貸借の申請があったものです。

(位置図により場所の説明)

なお、利用権の移転を受ける者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いて了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会にお願いしておりましたので、第3分科会長よりご報告をお願いします。

○第3分科会長 ご報告いたします。

議案第7号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借6件につきまして、第3分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。

何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に意見質問ないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第7号は原案どおり承認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。

報告事項4件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出1件につきまして報告いたします。

議案書の13ページをご覧ください。

番号1は、福童地内の田2筆です。

借人の都合のため、合意解約されるものです。

次に、議案書の14ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、2件の報告いたします。

番号1は、力武地内の畑3筆です。

駐車場及び資材置場を設置するため、届出が提出されたものです。

番号2は、大保地内の田2筆です。

一般個人住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

なお、詳細については記載のとおりであり説明を割愛させていただきます。

○事務局 次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による届出の取下げについて、3件の報告をいたします。

議案書の15ページ～16ページをご覧ください。

番号1から番号3までは、議案第2号、農地法第3条の規定による許可処分取消のご審議いただいた案件に関連したものとなりますので、

一括して説明させていただきます。

所有権移転を行うために、8月の定例総会において、農地法第18条第6項の規定により賃貸借の解約を報告しておりましたが、議案第2号において説明申し上げましたように、譲渡人の死亡に伴い、贈与そのものが取消しとなったことに併せて、一度、受理をした利用権解約の届出が取下げられたものです。

次に、報告第4号、農地所有適格法人要件の確認につきまして、報告いたします。

議案書17ページ～22ページをご覧ください。

まず、農地所有適格法人について、ご説明いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。

また、農地所有適格法人は、いわゆる認可法人ではないものの、この要件を満たす法人が、農地所有適格法人として農地に関する権利主体になれるというものであります。従って、要件である農地法第2条第3項各号の基準を満たさなくなれば農地所有適格法人としての資格を喪失することになり、所有農地の処分等の問題が発生することになります。

従って、農地法第6条第1項で、法人の毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

農地所有適格法人の確認要件には、会社法又は農業協同組合法に基づく法人でなければならないという「法人形態」要件。主たる事業が農業であるという「事業」要件。株式会社の場合は議決権の合計(株式)の過半を、持分会社の場合は社員の過半を、農地等について所有権もしくは使用収益権を有する者が占めていなければならないという「構成員」要件。法人の常時従事者たる構成員が理事等の過半を占めており、役員又は重要な使用人のうち1人以上がその法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事していなければならないという「役員」要件。以上の4要件があります。

それでは、番号1及び番号2について、報告いたします。

番号1は令和2年8月14日に、番号2は8月28日に、農地法第6



条及び農地法施行規則第58条の規定により、提出がありましたので、農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、番号1及び番号2については、全ての要件を満たしておりましたので、「適合」と判断しているところであります。

以上、簡単ですが報告いたします。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項4件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 以上で、本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りいたします。

議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和2年9月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

令和2年9月10日(木) 午後 2時58分 閉会